

施工段階		着工時		1	設備工事： 設備関係官公署手続一覧表	シート番号 1-10
電気	空調	衛生	その他			
○	○	○	—			

建物の用途、規模等で設備関係官公署等の手続きや提出物が違ってきます。

ポイント

■建築物インフラ関連

- ・建築基準法関連申請に係る現場変更（区画、面積etc）が生じた場合、設計者による変更手続きの補助を依頼される場合があります。
- ・省エネルギー、シックハウス計画書等の提出物についても確認が必要です。
- ・受電、航空障害灯、上下水道、雨水流出抑制、浄化槽、ガス、ボイラー、ばい煙等、建物使用に関する手続きはまとめておきましょう。

■消防法関連

- ・消防用設備等着工届、工事計画届、設置届が必要な設備について提出時期を確認しておきましょう。
- ・特例申請を受けた防火対象物では、その基準を守るように条件を整理しておきましょう。
- ・キュービクルや多量に火を使用する設備についても、届出が必要か確認が必要です。
- ・一般防火対象物とは別に、危険物関連についても確認しておきましょう。
- ・消防法については、市町村条例として、火災予防条例を定めた所轄があるので注意して下さい。

■特定施設（騒音・振動）関連

- ・特定施設に関する届出書（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動）についても確認が必要です。

主な官公署への申請手続一覧表							
工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	適用	法令	
建築物 ・ 建設 ・ 工事	省エネ措置の届出	発注者	所管行政庁	着工 21 日前	特定建築物の新	省エネ法 75 条及 75 条の 2	
	主な官公署への申請手続一覧表						
	電	保安規程届出	発注者				
		主任技術者 解任届出					
		受電届					
	電	工事計画届					
		使用前安全					
	給 水 設 備	航空障害 申請					
		航空障害灯の					
	給 水 設 備	上水道（給水装置）					
水道工事申込書兼 施工承認申		発注者	水道事業管	着工前		案内図、配置図	
地下 水 採 取	建築物用地下水採取 許可申請	発注者				知事 （指定都市の	
	地下水採取届						
ボイラー及び第	計画通知						
	構造検査申請						

先輩アドバイス

- ・営業許可や建築主の直接申請や、代行で行うものもあるので、抜けが無いようにしましょう。
- ・変更申請等は、竣工前の忙しい時期に重なります。計画性をもって対応しましょう。
- ・一覧表にまとめ、関係部署に相談するのが良いでしょう。

チェック項目

- 工事工程にそって提出時期をまとめた一覧表を作成しましたか。
- 建築主直接申請と建設側で申請する区分を明確にしましたか。

失敗すると...

- ・申請、検査、許可が遅れると、建物の引き渡しが遅れ、補償問題にもなります。
- ・コンプライアンス違反になります。

共通管理項目	合理化 省力化	施工性 向上	品質・性能 向上	工期 短縮・圧縮	コスト削減 (材料)	コスト削減 (労務)	設備 先行工事	工事区分 見直し	責任所在 明確化
	—	—	○	○	—	—	—	—	○
備考	参 考 文 献 :						制定	2019年3月1日	
	参 考 メ ー カ ー :						改訂	2023年3月1日	